

令和6年度 身体拘束廃止状況調査結果

【対象施設】 大阪府所管の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、
軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、
サービス付き高齢者向け住宅

【調査時期】 令和7年1月～令和7年2月

【調査方法】 記名式アンケート(行政オンラインシステムで回答)

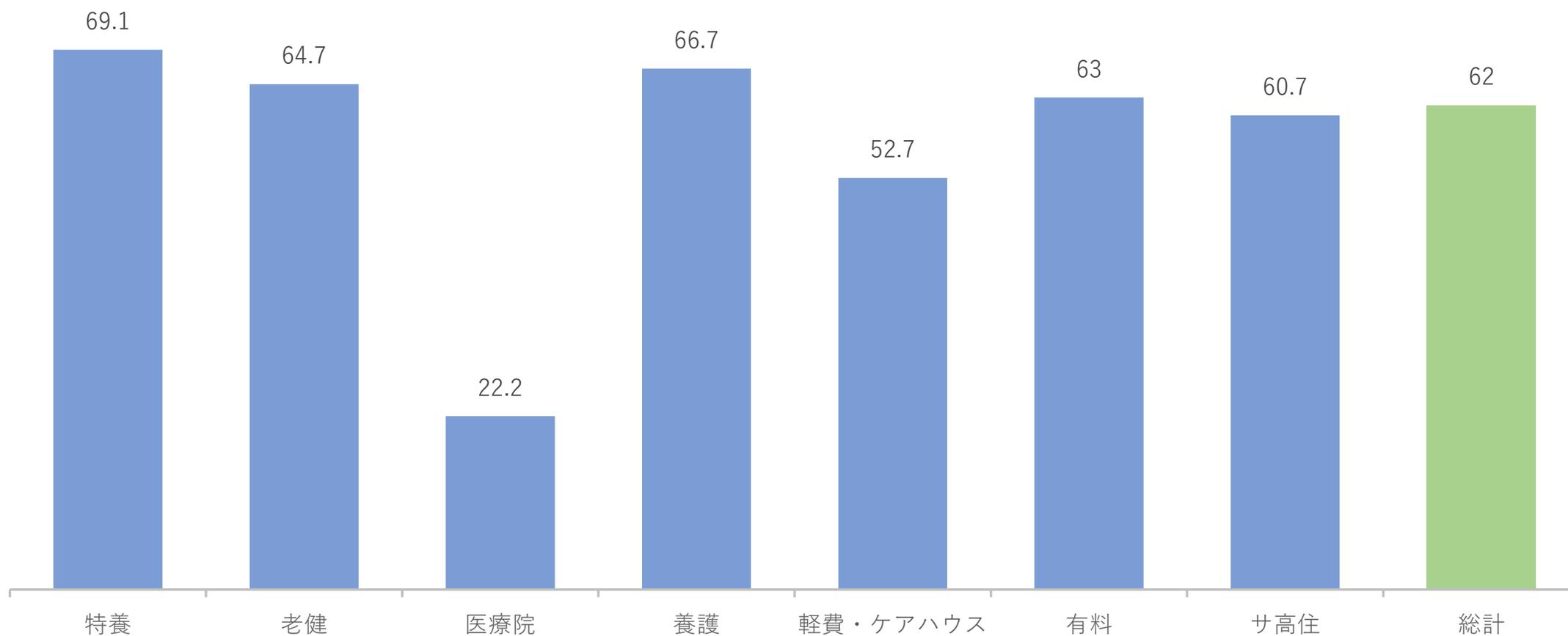
※別紙のとおり

対象数:616件

回答数:382件

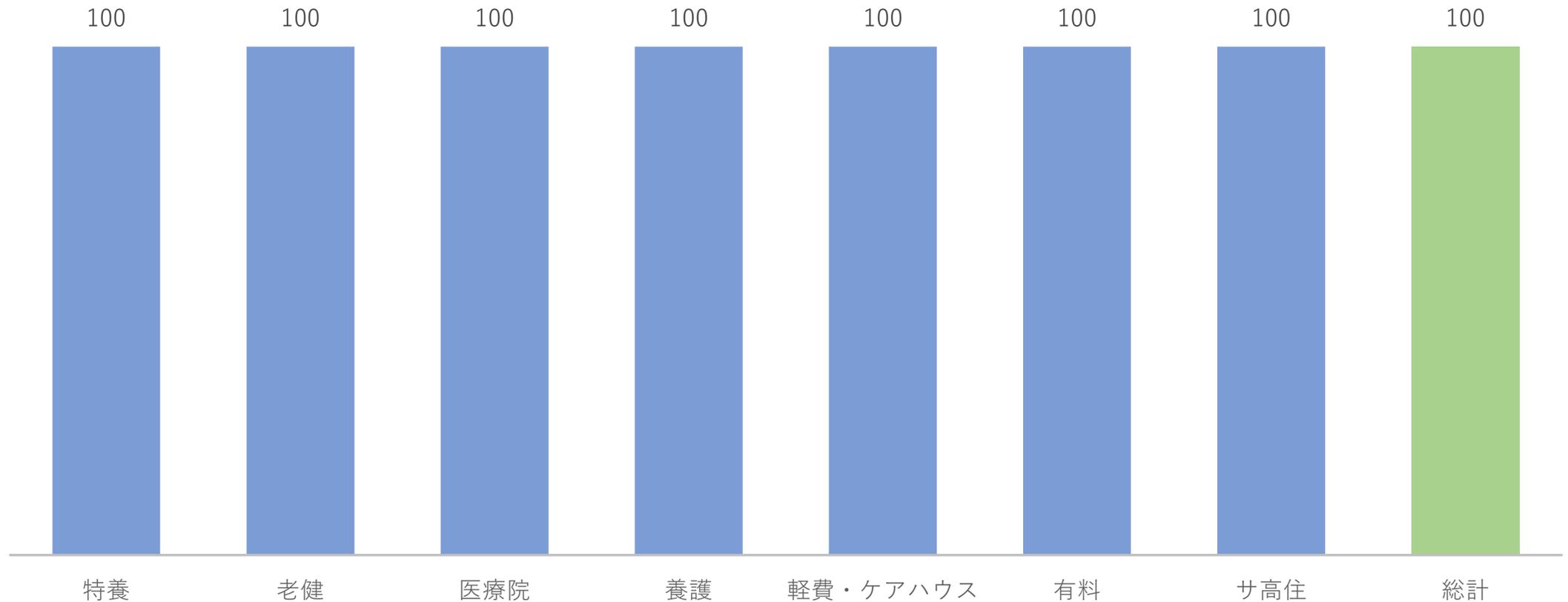
【集計方法】 母数については回答数(除:回答率)

■アンケート回答率(%)



■ 身体拘束原則禁止実現割合 (%)

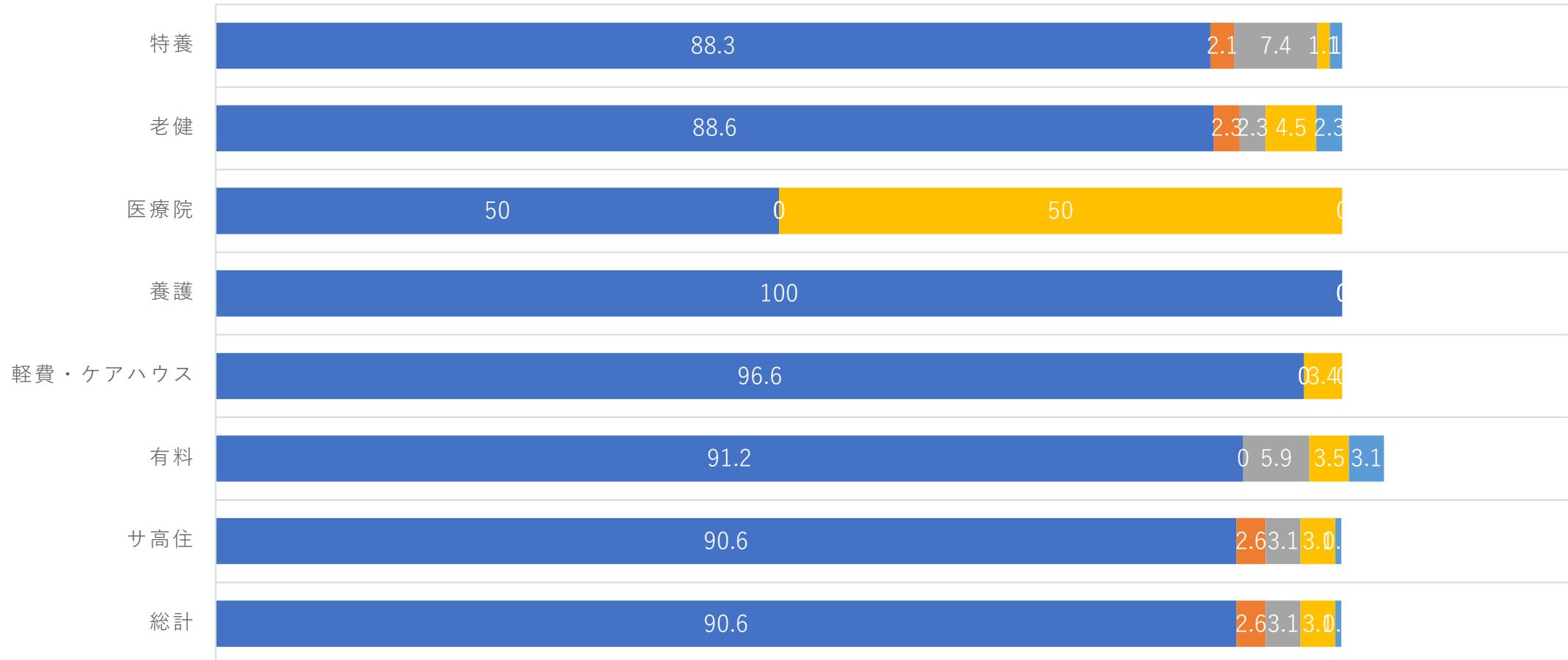
※適切な手続きを行っているものを含む



■身体拘束の状況割合 (令和6年12月時点・前年度同月との比較割合%)

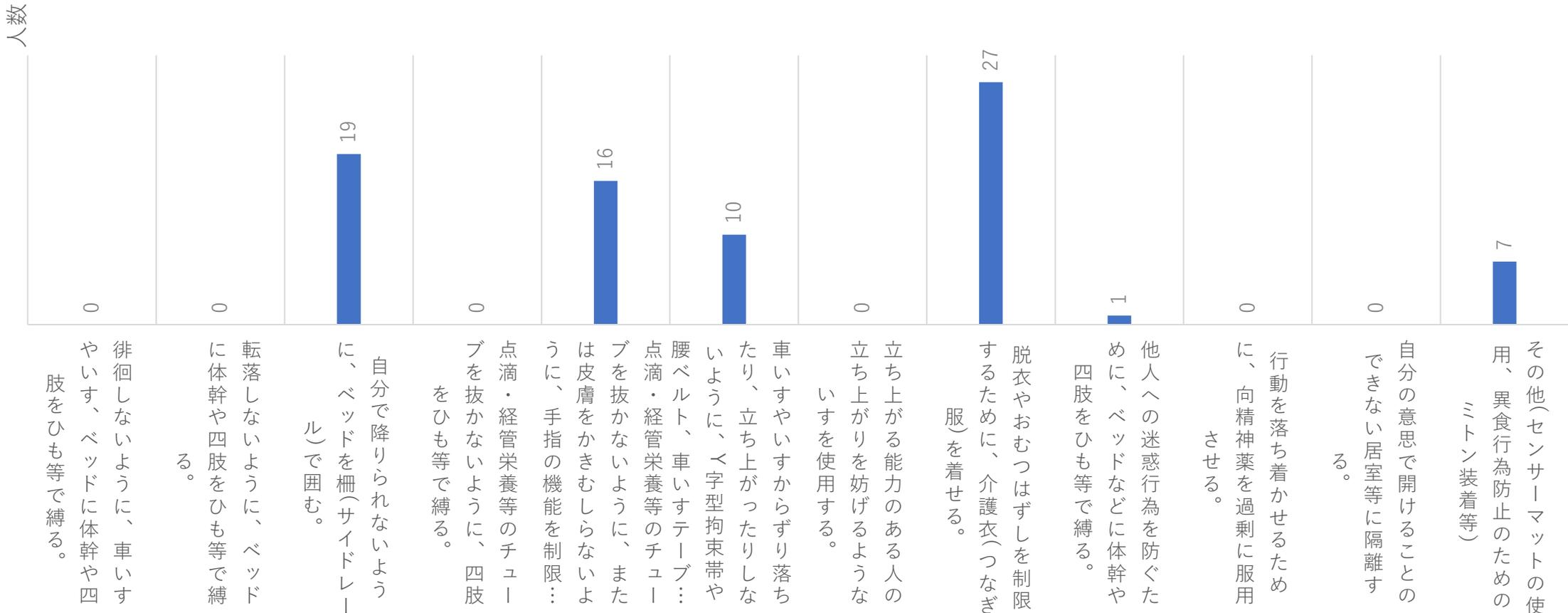
※適切な手続きを行っているものを含む

■ 身体拘束なし ■ 大幅に減っている ■ 徐々に減っている ■ 変わっていない ■ その他



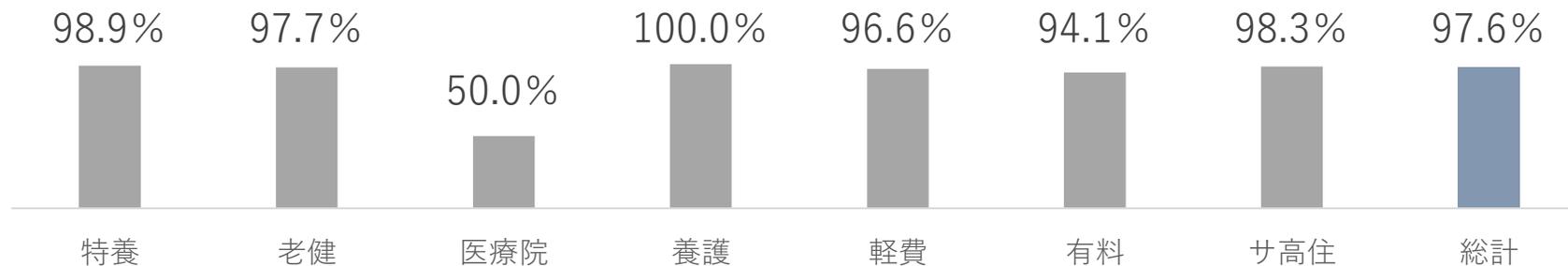
■ 身体拘束の行為(全施設・人・複数回答)

※適切な手続きを行っているものを含む

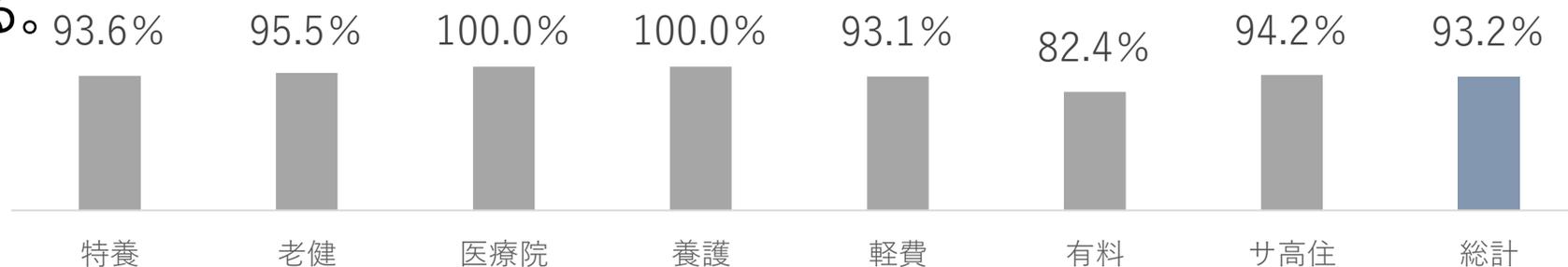


■施設の取組状況割合

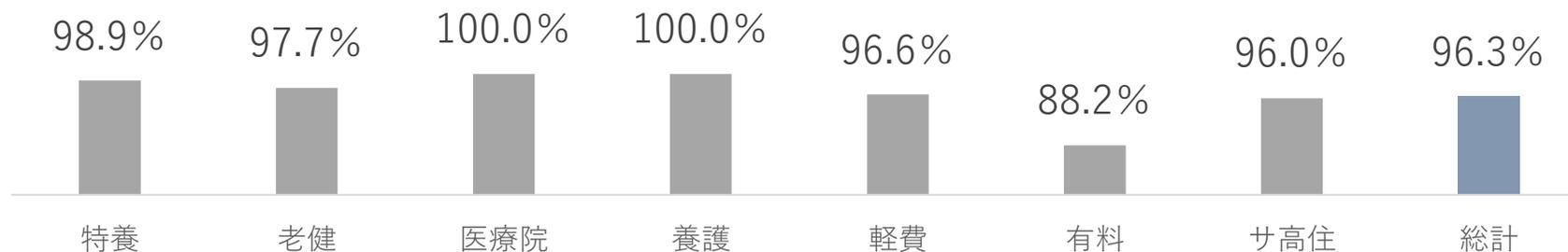
身体拘束廃止に取り組むことを施設の方針としている。



身体拘束廃止を目指して取り組んでいる施設であることを利用者等に宣言している。



「身体拘束等の適正化のための指針」を作成している。

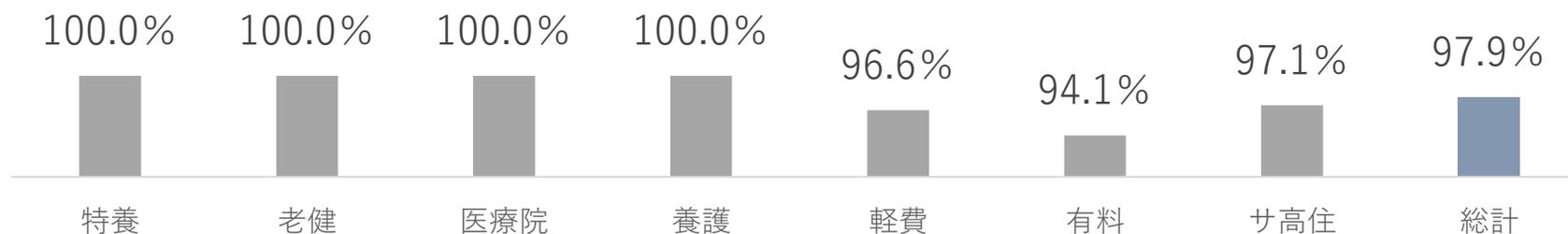


■施設の取組状況割合

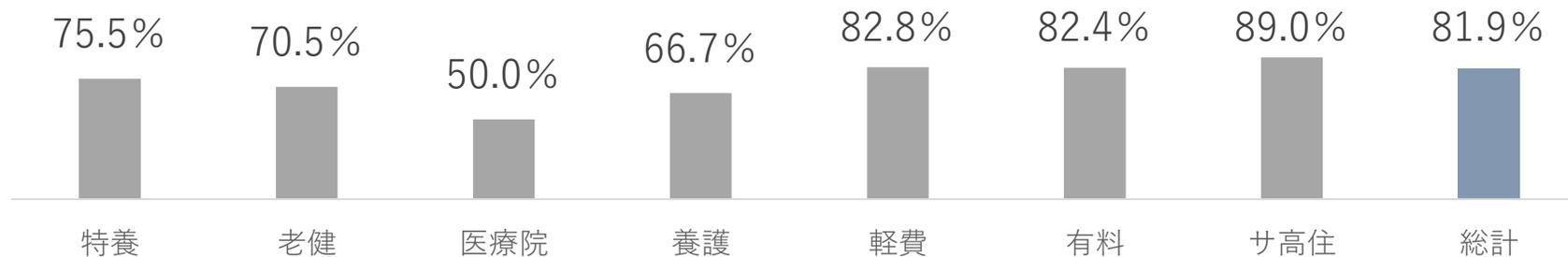
施設外で行われた身体拘束廃止に関する研修に参加している。



施設内で身体拘束廃止に関する研修を開催している。

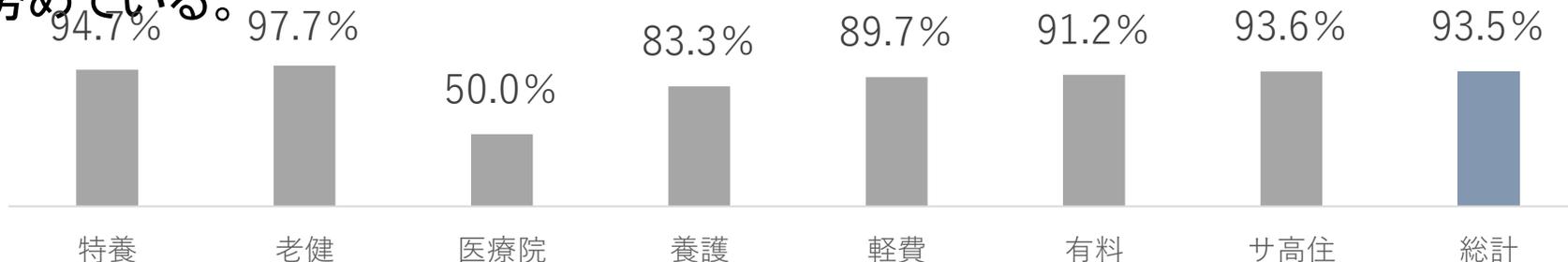


全職員に「身体拘束ゼロへの手引き」を配布し、周知に努めている。



■施設の取組状況割合

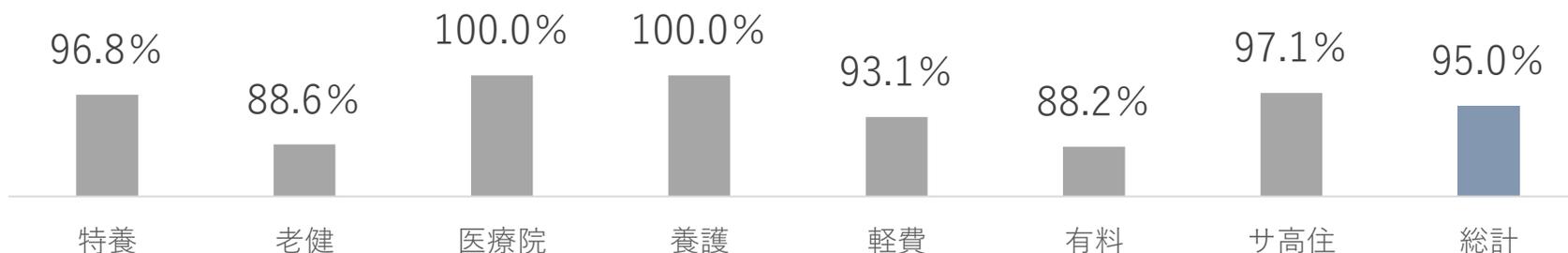
職員がいつでも閲覧できる場所に「身体拘束ゼロへの手引き」を保管し、周知に努めている。



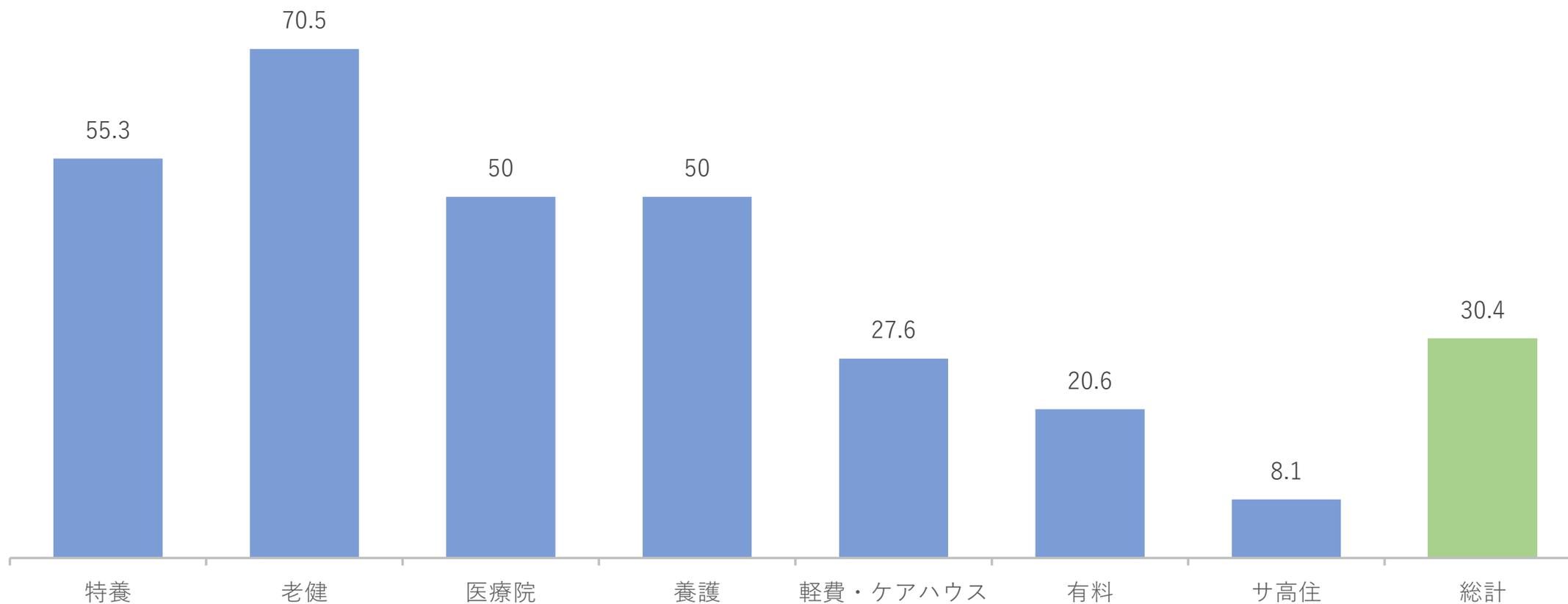
複数の職種・人数で構成する、身体拘束適正化検討委員会を設置している。



職員の意識改革に向けみんなで議論しあう場を設けている。



■ 身体拘束ゼロ推進員養成研修修了者の 在籍率(%)



■研修修了者在籍人数

※1施設あたりの人数

	特養	老健	介護医療院	養護	軽費・ケアハウス	有料	サ高住
不在	43施設	13施設	1施設	3施設	21施設	26施設	159施設
1名	17施設	7施設	1施設	1施設	4施設	4施設	9施設
2名	14施設	14施設		1施設	1施設	4施設	4施設
3名	9施設	3施設		1施設			1施設
4名以上	11施設	7施設					

資料

身体的拘束とは

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」

- ☆自由を制限するためのものは方法に限らず身体的拘束になる。
- ☆身体的拘束が本当に必要か、他に身体的拘束に代わる手段はないかを常に考え、検討する必要がある。

緊急やむを得ない場合の対応

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められている。

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性…一時的身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束廃止未実施減算について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を**記録しなければなら**ない。「身体拘束に関する説明書」、「経過観察記録」を用いる。記録はサービス提供の完結の日から5年間保存しなければならない。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を3か月に1回以上開催する**とともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。やむを得ない身体拘束をしている場合は月に1回が望ましい
- ③ **身体拘束等の適正化の指針を整備する。**
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化の**研修**を定期的（**年2回以上**）に実施する。